

意見書

ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書

ヒブワクチンは、インフルエンザ菌b型（H i b）による乳幼児の細菌性髄膜炎の感染症に対する予防効果が期待できるものであり、現在百カ国以上すでに利用されている。

細菌性髄膜炎は、抗生素による治療にもかかわらず、約5%の子ども達が死亡し、15%から20%の子ども達に後遺症が、残ってしまう恐ろしい病気である。日本では、細菌性髄膜炎の3人に2人はヒブが原因で起こっており、その患者数は、日本外来小児学会によると5歳までの子どもで全国に少なくとも年間600人以上に上る。

近年では、抗生素に対するヒブの耐性化が進み、難治化する傾向にある。又ヒブは飛沫感染することから、保育園や幼稚園など集団生活機会の増加により、子どもたちが集団感染するおそれがある。そのため、罹患前の予防が非常に有効であり、ワクチンを定期予防接種化した国々では、発症率が大幅に減少し、WHOも1998年にヒブワクチンの定期接種を勧告している。

我が国においては、ヒブワクチンが、2007年1月に承

認されたが、任意接種のため患者の費用負担が多くワクチンの導入には、今だに高い壁がある。ヒブワクチンは、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことが期待できるとともに、医療費の削減に貢献する度合いが極めて高いことから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化が急がれる。

よって、国におかれでは、速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけることを、強く希望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年8月12日

広陵町議会

参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 幸添要一様